

## 附属図書館学位論文資料利用要綱

平成18年10月17日  
附属図書館長裁定

### (閲覧の方法)

第1条 学位論文資料の閲覧は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 電子化された学位論文の利用は、公開承諾書の条件に従って行うものとする。ただし、平成25年4月の学位規則改正後に提出され電子化された博士論文については、インターネットを通じて公開することを原則とする。
- (2) 冊子の学位論文のうち、修士論文については未公開の著作物であるため、電子版の公開承諾書の条件に準ずる。  
ただし、著者本人の承諾があった場合はこの限りではない。
- (3) 冊子の学位論文のうち、博士論文については公開著作物であるため、求めに応じ利用に供する。
- (4) 博士論文について、やむを得ない事由があり全文をインターネット公表できないものについても、申し出があれば館内閲覧に供する。

### (閲覧場所)

第2条 学位論文資料を閲覧する場所は、附属図書館二階閲覧室内とする。ただし、第1条第4項の博士論文の館内閲覧については、附属図書館内の指定したPCを用いて、職員の監視のもと行うものとする。

### (閲覧時間)

第3条 学位論文資料を閲覧できる時間は、奈良先端科学技術大学院大学附属図書館利用規程第4条第1項に定める利用日時の午前9時から午後5時までとする。

### (申し込み)

第4条 学位論文資料の利用申し込みは、別紙様式「学位論文資料閲覧利用申込書」を附属図書館受付カウンターに提出するものとする。

### (返却)

第5条 学位論文資料は、利用当日の午後5時までに附属図書館受付カウンターに返却することとする。

### (複写の方法)

第6条 学位論文資料の複写は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 電子化された学位論文の利用は、公開承諾書の条件に従って行うものとする。なお、第1条第4項の博士論文の複写については認めない。ただし、著者本人の承諾があった場合はこの限りではない。
- (2) 冊子の学位論文のうち、修士論文については未公開の著作物であるため、電子版の条件に準ずる。  
ただし、著者本人の承諾があった場合はこの限りではない。
- (3) 冊子の学位論文のうち、博士論文については公開著作物であるため、著作権法の範囲内での一部分のみ認める。ただし、著者本人の承諾があった場合はこの限りではない。

(電子ファイルの提供)

第7条 電子化された学位論文の電子ファイルは、公開承諾書の条件に従って電子図書館上で公開されているもののみ利用可能とする。

- 2 バイオサイエンス研究科、物質創成科学研究科の学位論文において、公開時期に至っていない論文に対し、公開承諾書に確認者として記載のある指導教員から提供の求めがあった場合に限り、電子図書館サーバ内の電子ファイルをその指導教員に対してのみ、提供できるものとする。

附 則

この要綱は、平成18年10月17日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年5月16日から施行する。

### 学位論文資料閲覧利用申込書

住所 \_\_\_\_\_

電話番号 \_\_\_\_\_ email \_\_\_\_\_

所属 \_\_\_\_\_ 氏名 \_\_\_\_\_

	学位論文名	研究科 (○をつける)	修論 博論 (○を付 ける)	修了年	出庫 時刻	返却 時刻	備 考
1		IS・BS・MS	M D				
2		IS・BS・MS	M D				
3		IS・BS・MS	M D				

記載の連絡先、所属、氏名はご本人への連絡以外に使用することはありません。